

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成29年度第2回総会議案書

日 時：平成29年9月5日(火) 10:00～
場 所：ふくしま中町会館 6階 特別会議室

目 次

議案第 1 号	3 0 年産米取り組み基本方針（案）
議案第 2 号	「生産数量（面積）の目安」設定の考え方（案）
議案第 3 号	3 0 年産「生産数量（面積）の目安」ガイドライン（案）

30年産米取り組み基本方針（案）

平成29年9月5日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

27・28年産と米価は堅調に推移し、生産者所得も大幅に改善されている。これは水田フル活用による需要に応じた米生産により、需給環境が大幅に改善された結果である。

29年産米においては県全体として生産調整が未達成となる見込みであるなど、米価上昇の反動も見られるが、30年以降も継続して主食用米需要の減少が見込まれるなか、今後とも需要に応じた米生産の取り組みの継続は必須であり、水田フル活用にとどまらず大豆・麦および園芸作物等への転換の広がりも求められる。

また、水田フル活用においては、今後とも多収品種による飼料用米の一層の拡大・定着をはかる必要がある。

30年以降はこれらの取り組みの基盤のうえに「ふくしま米」の販売戦略を構築することが求められる。

以上の情勢認識を共有し、30年産米においては、以下を基本として水田農業対策に取り組む。

1. 需要に応じた米生産の推進

（1）県・地域農業再生協議会別「生産数量（面積）の目安」設定による需要に応じた米生産の推進

○「生産数量目標」が廃止されることに対応し、「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」として、県・地域農業再生協議会別「生産数量（面積）の目安」を設定し、需要に応じた米生産に取り組む。

○なお、最終的な「生産数量（面積）の目安」設定に向け、9月に県・地域農業再生協議会別「生産数量（面積）の目安」ガイドラインを提示し、生産者・認定方針作成者・地域農業再生協議会との意見交換を早期に開始する。

（2）「制度別・用途別作付計画」策定と「経営所得安定対策等」への加入推進

○県・地域農業再生協議会は「生産数量（面積）の目安」にもと

づく「制度別・用途別作付計画」を策定し、「経営所得安定対策等」加入推進とあわせ需給調整の取り組みを促進する。

- 特に水田フル活用においては多収品種による飼料用米の拡大・定着、加工用米の拡大をすすめるとともに、大豆・麦および園芸作物等の拡大を推進し、地域実態に応じ米からの転換を促進する。

(3) 進捗把握等

- 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は、東北農政局福島県拠点・県と連携のうえ、県・地域農業再生協議会ごとの「生産数量（面積）の目安」にもとづき、適宜需給調整の取り組み状況を把握し、必要な対応を実施する。

2. 地域水田農業確立に向けた取り組み

(1) 「水田農業の今後の見通し等」にもとづく取り組み

- 地域農業再生協議会は、策定した「水田農業の今後の見通し等」にもとづき、地域の水田面積、水田の活用実態、担い手、農地集積の状況等を把握・分析のうえ、目指すべき米価・生産者所得を整理し、需給調整の取り組みと連動させ地域水田農業確立の取り組みを促進する。

(2) 「30年以降の福島県水田農業の推進方針」の実践等

- 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は、需給調整の取り組み推進とあわせ、担い手対策、耕作放棄地対策等にかかる検討を深化させ「30年以降の福島県水田農業の推進方針」で整理した「水田農業の振興にかかる中期目標」の実現に向け取り組む。
- 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は地域農業再生協議会ごとの「水田農業の今後の見通し等」にもとづく取り組み状況を把握し、必要な支援を実施する。

3. 取り組みのすすめ方

- 別紙のとおり。

以上

<参考>

- 30年以降の福島県水田農業の推進方針「水田農業の振興にかかる中期目標」等（概要・抜粋）

議案第 1 号

(別紙) 取り組みのすすめ方

時期	全体状況	国	県協議会	地域農業再生協議会
9月	○29年産県・地域農業再生協議会別作付概ね確定	○県・地域農業再生協議会別作付動向公表	○県協議会総会（9月5日） ○米政策改革説明会（9月15日） ※29年産総括・30年方針・ガイドライン・今後のすすめ方 ○地域農業再生協議会との意見交換	
10月	○29年産米の作柄概ね確定	○10月15日現在の作柄公表		○29年産総括・30年方針・今後のすすめ方整理 ○方針作成者・生産者との意見交換
11月		○食糧部会開催 ○29・30年産需給見通し公表		○「生産数量（面積）の目安」にかかる希望面積報告（中旬目途）
12月	○30年度予算案決定		○県協議会総会 ○米政策改革説明会 ※県・地域農業再生協議会別の「生産数量（面積）の目安」の設定・通知	
1月		○産地交付金財源配分	○県協議会総会 ※県制度別・用途別作付計画決定 ※産地交付金単価・地域農業再生協議会別財源配分	○「生産数量（面積）の目安」の取り扱い整理
2月			○「生産数量（面積）の目安」に基づく推進開始	○制度別・用途別作付計画決定 産地交付金単価決定
3月				○34年産へ向けての地域農業再生協議会の水田農業の今後の見直し等の修正

今後の取り組み方向

水田フル活用

<主食用米>

- 需要に応じた米づくりを基本とし、業務用需要も視野に生産コストの低減
- コシヒカリ・ひとめぼれの高品質米主要産地として食味の一層の向上
- 天のつぶ・里山のつぶの生産者リスト化・登録制、食味・品質の向上
- 米価を牽引する「トップブランド」新品種の開発、普及
- 国ガイドラインGAPの取組による安全性確保と競争力強化
- 被災地域での飼料用米による作付再開と主食用米生産の回復

<非主食用米>

- 多収品種による飼料用米の取組拡大と本化作・団地化
- 飼料用米の県内流通利用の増加に向け体制整備と耕畜連携推進
- 複数年契約による酒造好適米の供給・利用の安定化
- 政府備蓄米を有効活用した米の需給調整促進

<畑作物>

- 麦・大豆・そば等の収量・品質の向上
- 津波被災地での産地回復や用水確保困難地域での作付促進

<園芸作物>

- 稲作等の集約化による労働力を活用し経営転換や複合化
- 新規就農者・新規参入者等新たな担い手の確保
- 集落営農・法人への導入促進
- 土地利用型園芸作物の作付やICT技術等を導入
- 市場・実需者提案への対応や加工・業務用野菜を含めた新たな市場開拓
- 中山間地域では施設化・省力技術の導入により高収益作物へ転換
- 被災地域では、花きや加工業務用等土地利用型園芸作物を導入

<飼料作物>

- 飼料用トウモロコシや単年性牧草等の生産拡大で自給飼料確保
- コントラクター等を育成し、営農再開地域での作付拡大を促進

担い手・農地集積

- 高生産力・高収益により経営を継続的に発展
- 人・農地プランにより担い手の農業者・農業生産法人を認定農業者に誘導
- 集落ぐるみの営農組織の育成促進
- 新規卒卒者等の就農促進や企業との連携で多様な担い手を確保
- 被災地域では、帰還や復旧段階に応じた営農再開を促進

生産・流通・販売

- 県内販売・消費拡大促進、県内消費率の公表検討
- 県外向けは業務用主体として地域別・銘柄別販売を計画
- コシヒカリは家庭用、ひとめぼれ・天のつぶは業務用主体で販売
- 生産者所得を考慮した家庭用・業務用米に対応した価格を設定
- 事前契約の拡大、需要の確保
- 被災地域で生産される主食用米の風評払拭促進

需給調整のあり方と役割分担

- 〈「生産数量(面積)」の目安」等設定・推進〉
- 県協議会が県段階の生産面積目安、制度別・用途別作付計画設定
- 地域協議会は、当年産取り組みふまえ、翌年産生産希望数量を検討
- 県協議会が各地域協議会との調整を踏まえ、地域協議会別の生産面積目安を提示
- 各地域協議会は目安に基づき、方針作成者や農業者と連携して需要に応じた生産推進
- 以上を当面5年間継続〈役割分担等〉
- 認定方針作成者は、地域協議会運営に積極的に参画。
- 東北農政局福島県拠点・県・市町村は、県・地域協議会の取り組みに積極的に参画し、指導

30年以降の需要に応じた米生産、水田農業における所得向上の実現

水田農業の振興に係る中期目標

指標	現況値(H27)	目標(H34)
主食用米作付面積	ha 60100(H28)	56,500程度
コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶの特A割合	% 50	100
県オリジナル品種の作付面積	ha 3,913	8,000以上
生産コスト削減目標	円/10a 120,000	100,000
飼料用米の作付面積	ha 5,520(H28)	9,300以上
飼料用米多収品種面積	ha 1,226(H28)	9,300以上
飼料用米の県内流通量	t 1,324	5,000以上
大豆の上位等級比率	% 36	50(H32)
そば1等級の割合	% 42	70(H32)
水田における園芸作物の作付面積	ha 2,712	3,000以上
飼料作物の作付面積	ha 3,198	3,300以上
認定農業者数	人 7,730	8,000以上(H32)
新規就農者数	人 212	220(H32)
銘柄別作付比率(コシヒカリ)	% 66	55
県内消費率	% 70程度	90以上
主食用米の販売価格水準	円/50kg 12,000程度	+1,500以上

制度別・用途別作付目標等

作物別	単位: ha	28年度	34年度
主食用米		60,100	56,500
非主食用米			
飼料用米		5,520	11,520
備蓄米		3,690	3,700
加工用米		360	480
WCS		1,100	990
その他		30	30
計		10,700	16,720
全水稲作付面積		70,800	73,220
転作作物等			
麦		180	200
大豆		870	900
そば		1,920	1,920
飼料作物		3,200	3,300
園芸作物等		2,710	3,000
計		8,880	9,320
景観作物・保全管理・不作付地等		15,920	13,060
田本地面積		95,600	95,600

「生産数量（面積）の目安」設定の考え方（案）

平成29年9月5日
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

「30年以降の福島県水田農業の推進方針」にもとづく、県・地域農業再生協議会にかかる「生産数量（面積）の目安」の設定等については、以下の考え方により取りすすめる。

1. 「生産数量（面積）の目安」ガイドライン

- (1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、最終的な県・地域農業再生協議会別「生産数量（面積）の目安」設定に向け、9月に県・地域農業再生協議会別「生産数量（面積）の目安」ガイドラインを設定する。
- (2) 「生産数量（面積）の目安」ガイドラインは、最終的な県・地域農業再生協議会別の「生産数量（面積）の目安」設定に向けた、検討のたたき台として位置づける。

2. 「生産数量（面積）の目安」設定

(1) 「生産数量（面積）の目安」ガイドラインの設定

「生産数量（面積）の目安」ガイドライン算定の要素・基本的考え方は、以下のとおり。

<算定要素>

A. 前年産米作付面積（地域農業再生協議会単位）

- a. 主食用米面積
- b. 非主食用米面積（うち飼料用米面積）
- c. 主食用米未達面積
- d. 主食用米作付再開面積
- e. 非主食用米作付再開面積

B. 前年産統計上の差異等面積（主食用米）

C. 主食用米の減少率（「0.01」を基本）

<算定の考え方>

D. 県全体

- a. 地域農業再生協議会単位で算出のうえ合計し、前年産米の統計上の差異等（主食用米）を加算して算出する。
- b. 県全体の面積については、需給環境をふまえ、算出結果を増減させることも可とする。

E. 地域農業再生協議会

a. 作付再開地域

<主食用米面積>

- ・前年産主食用米作付面積に主食用米減少率を1から控除した比率を乗じ、前年産の主食用米作付再開面積を加算する。

＜非主食用米面積（参考：飼料用米面積）＞

- ・前年産非主食用米作付面積に前年産主食用米面積に主食用米減少率を乗じた面積および前年産の非主食用米作付再開面積を加算する。

＜全水稻作付面積＞

- ・主食用米作付面積＋非主食用米作付面積とする。

b. その他地域

＜主食用米面積＞

- ・前年産主食用米作付面積から未達面積を控除したものに、主食用米の減少率を 1 から控除した比率を乗じ（①）、これに、①の県全体合計（②）を、②から前年産の主食用米作付再開面積県全体合計を控除したもの（③）に圧縮する比率を乗じて算出する。

＜非主食用米面積（参考：飼料用米面積）＞

- ・前年産非主食用米作付面積に、前年産未達面積および前年産主食用米面積から未達面積を控除したものに主食用米減少率を乗じたものを加算して算出する。

＜全水稻作付面積＞

- ・主食用米作付面積＋非主食用米作付面積とする。

（2）地域農業再生協議会における「生産数量（面積）の目安」希望数量

地域農業再生協議会は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議からのガイドライン等の通知をふまえ、地域農業再生協議会としての総括・方針等に照らし目指すべき米価・所得・販売戦略等も考慮しながら、地域農業再生協議会としての「生産数量（面積）の目安」希望数量を整理し、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に報告する。

（3）県・地域農業再生協議会別「生産数量（面積）の目安」の決定

- ア. 11 月末に公表される国の基本指針等をふまえ、県全体の「生産数量（面積）の目安」ガイドラインを修正する。主に修正が必要な個所は、主食用米減少率、作付再開面積、および最終的な制度別用途別作付実績等。
- イ. 県全体の修正「生産数量（面積）の目安」にもとづき、地域農業再生協議会別「生産数量（面積）の目安」を決定・通知する。
- ウ. 県全体の「生産数量（面積）の目安」と地域農業再生協議会からの「生産数量（面積）の目安」合計との調整方針は以下のとおり。

「30 年以降の福島県水田農業の推進方針」より抜粋

- 県協議会は地域農業再生協議会からの希望を県全体として集計し、それが県段階の「生産数量（面積）の目安」を下回る場合は、地域農業再生協議会からの希望を地域農業再生協議会別の「生産数量（面積）の目安」として整理。
- 県協議会は地域農業再生協議会からの希望が県段階の「生産数量（面積）の目安」を上回る場合は、作付再開地域の主食用米生産を優先し、残りを県の「生産数量（面積）の目安」に合致するよう一律削減することを基本

として調整し、地域農業再生協議会（市町村）別「生産数量（面積）の目安」を提示。

（４）「生産数量（面積）の目安」の取り扱い等

- ア．地域農業再生協議会における「生産数量（面積）の目安」の生産者への通知等の取り扱いは、各地域農業再生協議会に一任する。
- イ．県・地域農業再生協議会は、通知された「生産数量（面積）の目安」にもとづき需要に応じた米生産を推進するとともに進捗等を管理する。

（５）全体日程等

別紙のとおり。

（６）その他

- ア．参考として、地域農業再生協議会ごとの主食用米の生産量を提示する。
地域農業再生協議会ごとの主食用米の生産量算出にあたっては、公表された前々年産市町村別単収を作況で調整した単収を使用する。
- イ．統計上の差異等については、前年産の数値を使用し、県全体の面積を整理するものとし、地域農業再生協議会は統計上の差異の縮小に努め、縮小面積は非主食用米面積の拡大に取り組むものとする。

以上

<参考資料>

- 30 年以降の福島県水田農業の推進方針より抜粋
- 「生産数量（面積）の目安」の算定にかかる需給見通し等
- 「生産数量（面積）の目安」ガイドラインの設定（例：30 年産主食用米）

議案第2号

○全体日程等

時期	全体状況	国	県協議会	地域農業再生協議会
9月	○当年産県・地域農業再生協議会別作付概ね確定	○県・地域農業再生協議会別作付動向公表	○当年総括・次年方針・ガイドライン・今後のすすめ方整理 ○地域農業再生協議会との意見交換	
10月	○当年産米の作柄概ね確定	○10月15日現在の作柄公表		○当年産総括・次年方針・今後のすすめ方整理 ○方針作成者・生産者との意見交換
11月		○食糧部会開催 ○当年・次年産需給見通し公表（次年産の生産量見通し）		○「生産数量（面積）の目安」にかかる希望面積報告（中旬目途）
12月	○次年度予算案決定		○県・地域農業再生協議会別の「生産数量（面積）の目安」の設定・通知	
1月		○産地交付金財源配分	○県制度別・用途別作付計画決定 ○産地交付金単価・地域農業再生協議会別財源配分	○「生産数量（面積）の目安」の取り扱い整理
2月			○「生産数量（面積）の目安」に基づく推進開始	○制度別・用途別作付計画決定 産地交付金単価決定
3月				○34年産へ向けての地域農業再生協議会の水田農業の今後の見直し等の修正

(参考)「30年以降の福島県水田農業の推進方針」より抜粋

＜「生産数量(面積)の目安」の位置づけ＞

- あくまで「生産数量(面積)の目安」であり、県・地域農業再生協議会ともこれにもとづき需要に応じた米生産を推進。
- 直接的メリット措置との連動はないが、「制度別・用途別作付計画」・経営所得安定対策等加入とセットで需要に応じた米生産を推進。
- 「生産数量(面積)の目安」を地域農業再生協議会から生産者に提示することは、地域農業再生協議会の判断とする。
- 「生産数量(面積)の目安」設定は当面5年間程度とし、その後は、需要に応じた米生産の定着度合いをも見ながら別途提起。

＜「生産数量(面積)の目安」設定および運営の考え方＞

- 県段階の「生産数量(面積)の目安」の設定
- ①県協議会は、全国の必要生産量(面積)が前年産より○%減少した場合、福島県の前年産生産数量(面積)に全国の減少率を乗じて翌年産「生産数量(面積)の目安」を設定。なお状況により多少の幅をもって設定することができるものとする。
- ②同時に、県協議会は県全体の翌年産「制度別・用途別作付計画(面積)」を設定。
- 地域農業再生協議会(市町村)段階の「生産数量(面積)の目安」設定
- ①地域農業再生協議会は、前年産主食用米作付面積実績をベースに翌年産生産希望数量(面積)を整理。
- ②県協議会は①を県全体として集計し、それが県段階の「生産数量(面積)の目安」を下回る場合は①を地域農業再生協議会別の「生産数量(面積)の目安」として整理。
- ③県協議会は②が県段階の「生産数量(面積)の目安」を上回る場合は、作付再開地域の主食用米生産を優先し、残りを県の「生産数量(面積)の目安」に合致するよう一律削減することを基本として調整し、地域農業再生協議会(市町村)別「生産数量(面積)の目安」を提示。
- ④県協議会は、地域農業再生協議会の「生産数量(面積)の目安に」もとづき進捗を把握し、毎年9月までに当年産総括と翌年産取り組み方針、すすめ方を提示。
- ⑤地域農業再生協議会は、地域ごとの「生産数量(面積)の目安」にもとづき進捗を把握し、毎年10月までに当年産総括と翌年産取り組み方針、すすめ方を提示。

(参考)「生産数量(面積)の目安」の算定にかかる需給見通し等

◆29/30年主食用米等の需給見通し(例)

単位:万ト

29年6月末民間在庫数量	199	
29年産主食用米生産量	735	生産数量目標
29/30年主食用米等供給量計	934	
29/30年主食用米等需要量	752	
30年6月末民間在庫量	182	

- 今年の11月に、国は29年産米の生産面積、作柄等をふまえた供給量および需要量を推定のうえ、30年6月末の民間在庫見通し、31年6月末の民間在庫数量を考慮した30年産米の必要生産量を示すことが想定されます
- 上記表は、29年産米生産量が生産数量目標どおり、需要量も公表している基本指針どおりとしたら、30年6月末時点民間在庫数量が182万トとなる場合の例示です。

◆30/31年主食用米等の需給見通し(例)

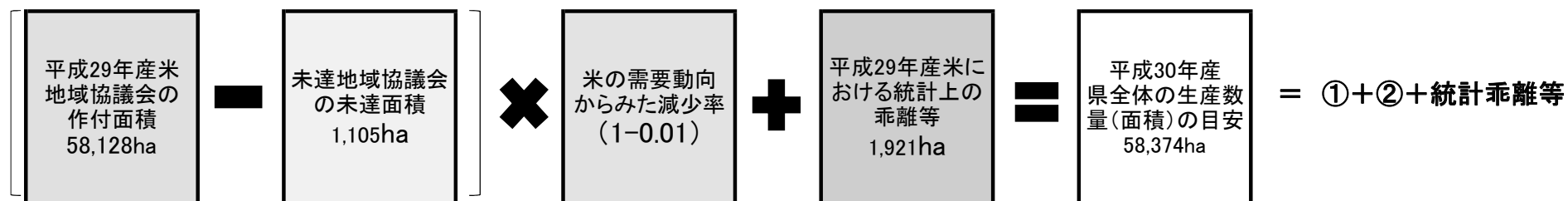
単位:万ト

29年6月末民間在庫数量	199	
29年産主食用米生産量	750	作況102
29/30年主食用米等供給量計	949	
29/30年主食用米等需要量	752	
30年6月末民間在庫量	197	
30年産主食用米生産量	727	
30/31年主食用米等供給量計	924	
30/31年主食用米等需要量	744	752-8
31年6月末民間在庫量	180	

- 上記表は、29年産米の生産量が作況「102」で750万ト、29/30年需要量が752万トで基本指針どおり、30/31需要量が752万トから8万ト減少した744万ト、31年6月末民間在庫数量が180万トとした場合、30年産米の必要生産量は727万トであることを示しています。
- この場合、全国の必要生産量は、 $727 \text{ 万ト} / 750 \text{ 万ト} = 97\%$ 水準となります。
- しかしながら、作況要因が2%あるので、面積ベースでは $727 / 735 = 99\%$ 水準となります。
- 福島県の29年産米作付面積が仮に60,000haで、未達カウント面積(仮に1,000haとします)を考慮するとし、 $(60,000 - 1,000) \times 0.99$ (1-主食用米減少率) $= 58,410 \text{ ha}$ が県全体の「生産数量(面積)の目安」として算出されます(統計上差異を考慮しない場合)。

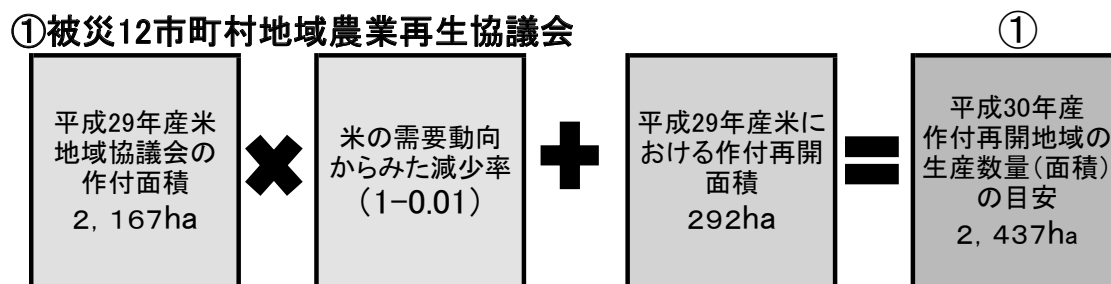
(参考)「生産数量(面積)の目安」ガイドラインの設定(例:30年産主食用米)

○県全体のガイドライン

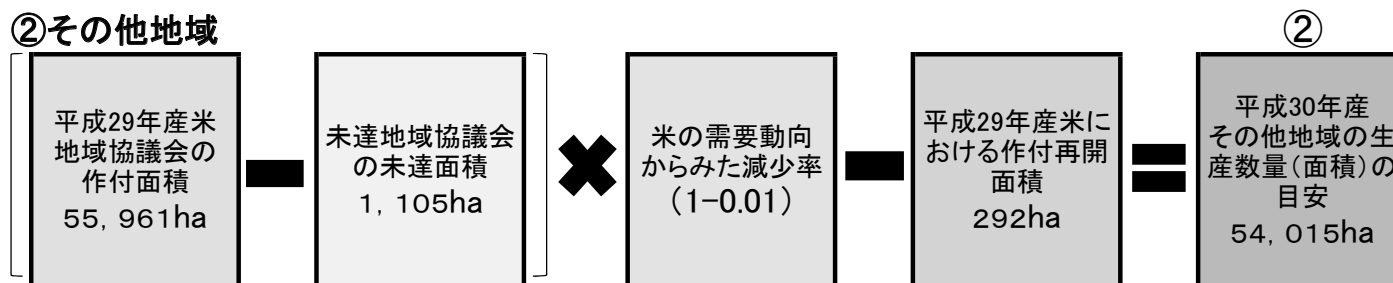


○地域協議会別のガイドライン

①被災12市町村地域農業再生協議会



②その他地域



30年産「生産数量（面積）の目安」ガイドライン（案）

「生産数量（面積）の目安」設定の考え方を基本に、30年産「生産数量（面積）の目安」ガイドラインを、以下により設定する。

1. 29年産米生産の全体構図（29年7月末時点基準）

別紙（参考）のとおり。

2. 「生産数量（面積）の目安」ガイドライン算出の考え方

（1）主食用米

別紙「（参考）「生産数量（面積）の目安」ガイドラインの設定について（30年産主食用米）」による。

（2）非主食用米等

以下の考え方により、「生産数量（面積）の目安」設定の考え方にもとづく面積を調整し算出する。

項 目	対 象	考 え 方
非主食用米全体	被災12市町村	○29年産作付実績＋（29年産主食用米作付実績－30年産主食用米「生産数量（面積）の目安」ガイドライン）＋29年産作付再開実績。 ○ただし、算出結果がマイナスの場合はゼロとする。
	その他地域	○29年産作付実績＋（29年産主食用米作付実績－30年産主食用米「生産数量（面積）の目安」ガイドライン）。
飼料用米	被災12市町村	○29年産作付実績＋（29年産主食用米作付実績－30年産主食用米「生産数量（面積）の目安」ガイドライン）＋29年産作付再開実績。 ○ただし、算出結果がマイナスの場合はゼロとする。
	その他地域	○29年産作付実績＋（29年産主食用米作付実績－30年産主食用米「生産数量（面積）の目安」ガイドライン）。
全水稻作付面積	○主食用米「生産数量（面積）の目安」ガイドライン＋非主食用米「生産数量（面積）の目安」ガイドライン。	
単収	○農林水産省公表28年産子実用稲単収を地域作況で補正、ただし公表値がない市町村は地域基準単収を使用。	
主食用米生産量	○主食用米「生産数量（面積）の目安」ガイドライン×単収。	

3. 「生産数量（面積）の目安」ガイドライン 別紙のとおり。

以上

(参考)29年産米生産の全体構図

単位:ha

	主食用米		非主食用米	うち飼料用米	全水稻作付面積
	うち再開面積	うち未達面積	うち再開面積	うち再開面積	
被災12市町村 地域協議会	2,167	292	2,298	2,092	4,464
その他地域	55,961	1,105	8,804	3,746	64,764
地域協議会計	58,128		11,101	5,838	69,229
統計乖離等	1,921		—	—	1,921
福島県合計	60,049	480	11,101	5,838	71,150

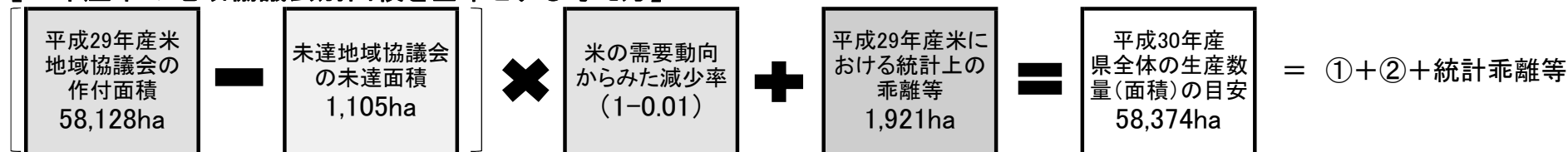
注1)被災12市町村:田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

注2)四捨五入の関係で合計が合わない箇所あり。

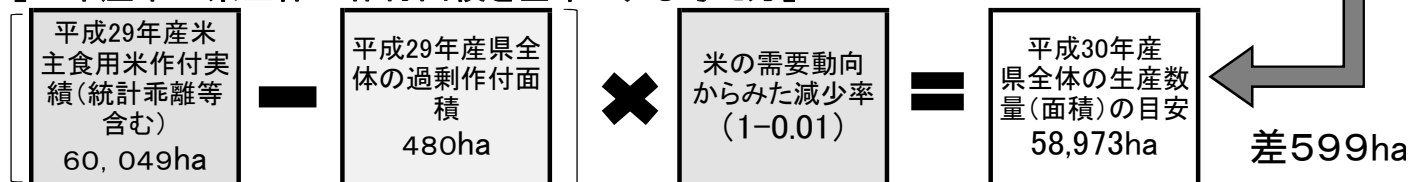
(参考)生産数量(面積)の目安のガイドラインの設定について(30年産主食用米)

県全体のガイドライン

【29年産米の地域協議会別面積を基準とする考え方】



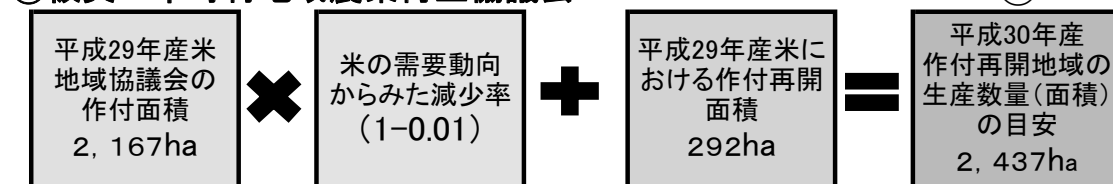
【29年産米の県全体の作付面積を基準とする考え方】



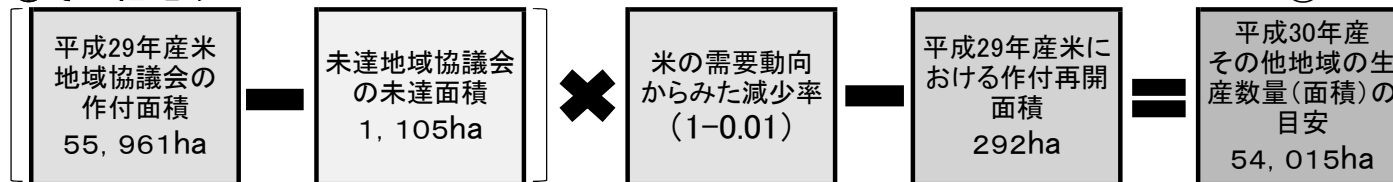
○需給環境から 58,973haを県のガイドラインとして採用。
○各地域協議会毎の目安①②に調整係数を乗じることにより、差599haを幅寄せ。

地域協議会別のガイドライン

①被災12市町村地域農業再生協議会



②その他地域



$$A + B + \text{統計乖離等} = 58,973\text{ha}$$

$$\text{①} \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{調整係数} \\ \hline \end{array} \right] = \left[\begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \end{array} \right]$$

$$\text{②} \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{調整係数} \\ \hline \end{array} \right] = \left[\begin{array}{|c|} \hline B \\ \hline \end{array} \right]$$

30年産「生産数量(面積)の目安」ガイドライン(案)

単位:ha、㍎、%

地域農業再生協議会	市町村名	主食用米	非主食用米		計	単収	主食用米生産量(参考)
				飼料用米			
福島市地域農業再生協議会	福島市	1,805	309	245	2,114	493	8,902
川俣町地域農業再生協議会	川俣町	189	0	0	189	463	875
伊達市地域農業再生協議会	伊達市	953	212	180	1,164	496	4,726
桑折町地域農業再生協議会	桑折町	320	97	70	416	503	1,608
国見町地域農業再生協議会	国見町	331	77	74	407	507	1,675
二本松市地域農業再生協議会	二本松市	1,852	146	71	1,998	495	9,169
大玉村地域農業再生協議会	大玉村	826	68	30	894	549	4,536
本宮市地域農業再生協議会	本宮市	1,117	121	34	1,238	540	6,032
相馬市地域農業再生協議会	相馬市	1,534	347	334	1,881	512	7,853
南相馬市地域農業再生協議会	南相馬市	731	1,705	1,696	2,436	503	3,675
新地町地域農業再生協議会	新地町	449	143	143	592	509	2,287
飯舘地域農業再生協議会	飯舘村	17	0	0	17	507	87
郡山市農業再生協議会	郡山市	6,956	1,190	574	8,146	536	37,305
田村市地域農業再生協議会	田村市	1,282	279	111	1,560	482	6,182
三春町地域農業再生協議会	三春町	326	19	11	345	514	1,674
小野町地域農業再生協議会	小野町	461	44	15	505	498	2,294
いわき地域農業再生協議会	いわき市	3,427	853	797	4,280	506	17,334
広野町地域農業再生協議会	広野町	106	56	50	162	479	509
檜葉町地域農業再生協議会	檜葉町	22	18	14	41	539	119
富岡町地域農業再生協議会	富岡町	7	0	0	7	507	36
川内村地域農業再生協議会	川内村	80	103	87	182	478	381
大熊町地域農業再生協議会	大熊町	2	0	0	2	507	8
双葉町地域農業再生協議会	双葉町	19	4	4	23	507	97
浪江町地域農業再生協議会	浪江町	3	0	0	3	507	15
葛尾村地域農業再生協議会	葛尾村	6	2	2	8	447	25
須賀川市地域農業再生協議会	須賀川市	3,593	1,071	622	4,664	530	19,057
鏡石町地域農業再生協議会	鏡石町	694	180	139	874	530	3,681
天栄村地域農業再生協議会	天栄村	729	125	113	854	518	3,773
石川地方農業再生協議会	石川町	619	137	41	756	507	3,135
	玉川村	329	7	6	336	504	1,657
	平田村	410	135	101	545	508	2,085
	浅川町	440	71	56	511	525	2,310
	古殿町	227	84	53	311	492	1,118
	計	2,025	434	258	2,459	509	10,304
白河市農業再生協議会	白河市	3,253	309	167	3,562	531	17,285
西郷村農業再生協議会	西郷村	730	230	16	960	529	3,866
泉崎村地域農業再生協議会	泉崎村	626	43	14	669	542	3,395
中島村地域農業再生協議会	中島村	431	116	84	547	566	2,441
矢吹町農業再生協議会	矢吹町	1,170	150	117	1,320	553	6,470
棚倉町農業再生協議会	棚倉町	816	156	130	972	532	4,345
矢祭町地域農業再生協議会	矢祭町	312	61	46	373	483	1,508
塙町農業再生協議会	塙町	503	47	34	549	480	2,415
鮫川村地域農業再生協議会	鮫川村	236	123	57	359	472	1,112
会津若松市農業再生協議会	会津若松市	3,762	999	221	4,761	597	22,460
磐梯町地域農業再生協議会	磐梯町	356	29	9	385	593	2,111
猪苗代町農業活性化協議会	猪苗代町	1,579	620	61	2,199	604	9,537
喜多方市農業振興協議会	喜多方市	4,962	710	186	5,672	584	28,993
北塩原村農業再生協議会	北塩原村	190	8	1	198	592	1,123
西会津町農業再生協議会	西会津町	596	24	3	621	524	3,123
会津みどり地域農業再生協議会	会津坂下町	2,108	452	149	2,561	607	12,794
	湯川村	788	148	32	935	610	4,803
	柳津町	291	12	1	303	560	1,628
	三島町	39	3	2	42	513	201
	金山町	115	1	1	116	534	617
	昭和村	169	14	14	184	553	934
	会津美里町	2,457	343	34	2,800	602	14,789
	計	5,967	973	233	6,940	599	35,766
下郷町農業再生協議会	下郷町	408	11	2	419	527	2,154
只見町農業再生協議会	只見町	377	37	14	414	541	2,041
南会津町農業再生協議会	南会津町	916	95	12	1,012	548	5,022
福島県合計		58,973	12,343	7,082	71,316	542	319,841

29年産対差			
主食用米	非主食用米	飼料用米	計
▲ 9	9	9	0
10	▲ 3	▲ 1	7
▲ 5	5	5	0
▲ 2	2	2	0
▲ 2	2	2	0
▲ 9	9	9	0
▲ 16	16	16	0
▲ 11	11	11	0
▲ 8	8	8	0
221	▲ 19	▲ 19	203
▲ 2	2	2	0
7	▲ 2	▲ 1	5
▲ 328	328	328	0
31	▲ 75	▲ 75	▲ 44
▲ 2	2	2	0
▲ 2	2	2	0
▲ 17	17	17	0
2	▲ 3	▲ 3	▲ 1
5	3	3	8
2	0	0	2
17	▲ 31	▲ 31	▲ 14
0	0	0	0
0	▲ 1	▲ 1	▲ 1
0	0	0	0
0	1	1	1
▲ 274	274	274	0
▲ 71	71	71	0
▲ 4	4	4	0
▲ 3	3	3	0
▲ 2	2	2	0
▲ 2	2	2	0
▲ 28	28	28	0
▲ 1	1	1	0
▲ 35	35	35	0
▲ 86	86	86	0
▲ 4	4	4	0
▲ 3	3	3	0
▲ 43	43	43	0
▲ 56	56	56	0
▲ 4	4	4	0
▲ 2	2	2	0
▲ 2	2	2	0
▲ 1	1	1	0
▲ 134	134	134	0
▲ 2	2	2	0
▲ 8	8	8	0
▲ 80	80	80	0
▲ 1	1	1	0
▲ 3	3	3	0
▲ 122	122	122	0
▲ 4	4	4	0
▲ 1	1	1	0
▲ 0	0	0	0
▲ 1	1	1	0
▲ 1	1	1	0
▲ 12	12	12	0
▲ 141	141	141	0
▲ 2	2	2	0
▲ 2	2	2	0
▲ 4	4	4	0
▲ 1,075	1,241	1,245	166

29年産対比			
主食用米	非主食用米	飼料用米	計
99.5	102.9	103.7	100.0
105.7	0.0	0.0	103.7
99.5	102.3	102.7	100.0
99.5	101.6	102.3	100.0
99.5	102.2	102.2	100.0
99.5	106.6	114.5	100.0
98.1	131.2	213.5	100.0
99.0	110.0	148.4	100.0
99.5	102.2	102.3	100.0
143.4	98.9	98.9	109.1
99.5	101.6	101.6	100.0
169.1	0.0	0.0	138.5
95.5	138.0	233.0	100.0
102.5	78.8	59.7	97.3
99.5	109.1	116.7	100.0
99.5	105.4	117.3	100.0
99.5	102.0	102.1	100.0
102.3	94.9	94.3	99.6
129.8	118.0	124.7	124.1
130.9	—	—	130.9
127.4	76.9	73.9	93.0
100.1	—	—	100.1
100.1	71.7	71.7	94.0
118.5	—	—	118.5
100.1	180.8	188.9	115.0
92.9	134.4	178.9	100.0
90.7	165.2	203.9	100.0
99.5	102.9	103.3	100.0
99.5	102.3	108.0	100.0
99.5	128.9	133.3	100.0
99.5	101.5	102.0	100.0
94.1	164.0	196.3	100.0
99.5	101.3	102.1	100.0
98.3	108.9	115.9	100.0
97.4	138.5	205.9	100.0
99.5	101.6	128.7	100.0
99.5	107.7	127.2	100.0
90.9	159.8	206.9	100.0
95.5	159.1	191.0	100.0
99.5	102.6	103.2	100.0
99.5	102.6	103.4	100.0
99.5	105.6	107.7	100.0
99.5	100.9	102.1	100.0
96.6	115.5	253.4	100.0
99.5	106.3	123.5	100.0
99.5	101.3	114.5	100.0
98.4	112.7	175.2	100.0
99.5	112.3	—	100.0
99.5	113.7	—	100.0
94.5	137.0	560.4	100.0
99.5	102.7	113.7	100.0
99.5	113.4	—	100.0
99.5	106.6	110.0	100.0
99.5	—	—	100.0
99.5	106.0	106.0	100.0
99.5	103.6	155.9	100.0
97.7	116.9	253.7	100.0
99.5	123.2	—	100.0
99.5	105.2	115.3	100.0
99.5	104.9	162.7	100.0
98.2	111.2	121.3	100.2

○「生産数量(面積)の目安」ガイドラインは、最終的な県・地域農業再生協議会別「生産数量(面積)の目安」設定に向けた検討のたたき台としての位置づけ。

○地域農業再生協議会は「生産数量(面積)の目安」ガイドラインをふまえ、地域農業再生協議会の総括・方針にもとづき、地域農業再生協議会としての「生産数量(面積)の目安」希望数量を整理し、県協議会に報告。